

# 住民主体による助け合いサービスを行 う団体への補助金の交付について

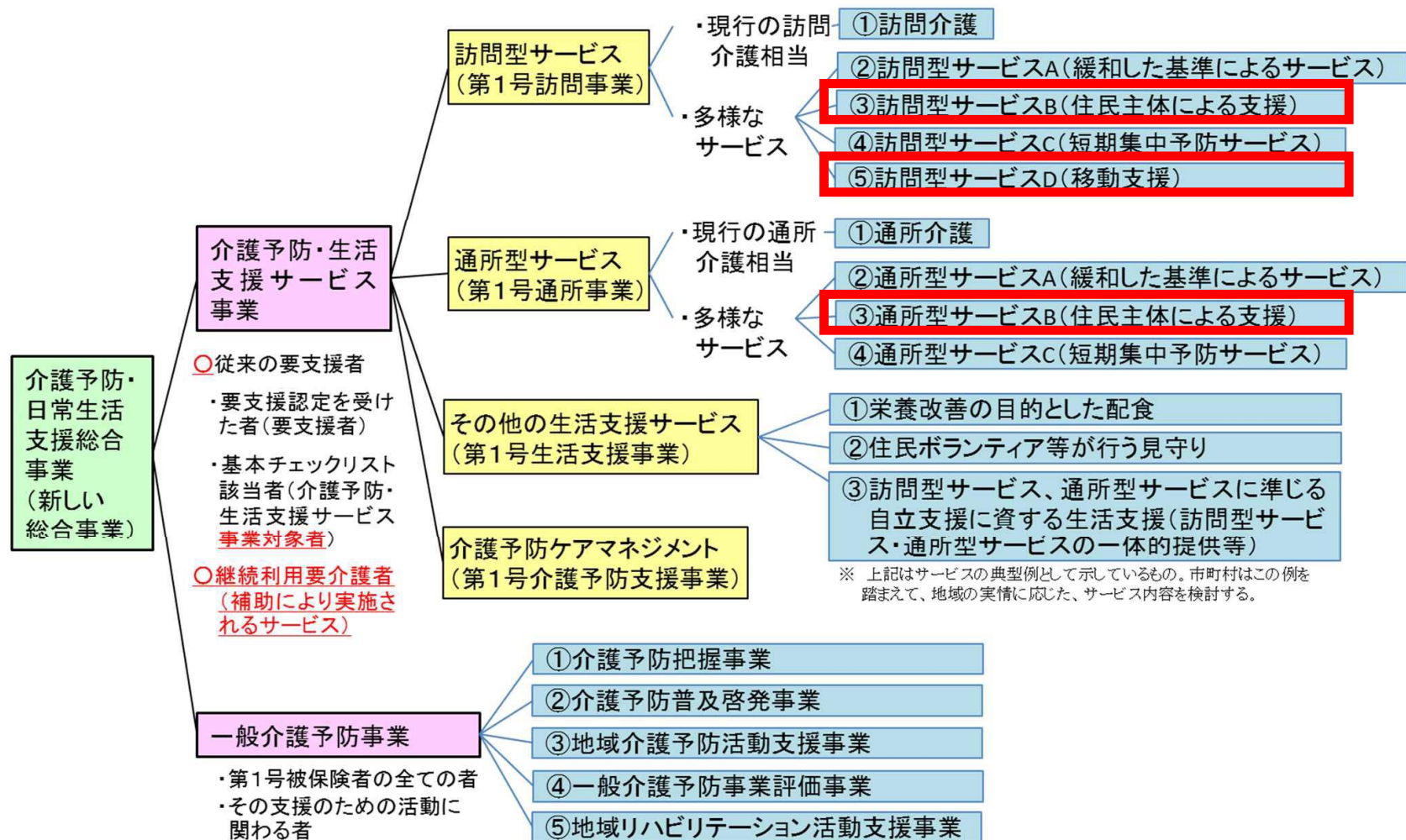
令和4年4月 旭市高齢者福祉課

# 目次

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 助け合いサービスを行う団体への補助金の交付   |            |
| （１）補助金の対象となる助け合いサービスの種類 | ・ ・ ・ P 4  |
| （２）補助金の対象となる助け合いサービス    | ・ ・ ・ P 8  |
| （３）住民主体の助け合いサービス利用の流れ   | ・ ・ ・ P 9  |
| （４）補助金の対象団体             | ・ ・ ・ P 11 |
| （５）補助金の対象となる経費          | ・ ・ ・ P 13 |
| （６）補助金の金額               | ・ ・ ・ P 16 |
| （７）補助金を受けるための手続きの流れ     | ・ ・ ・ P 24 |

# 新たに始めようとする助け合いサービス

## 【介護予防・日常生活支援総合事業の構成】



## ◎新設

- ・訪問型サービス B
- ・訪問型サービス D
- ・通所型サービス B

## (1) 補助金の対象となる助け合いサービスの種類

### ① 訪問型サービス B

(訪問による日常生活上の支援サービス)

### ② 通所型サービス B

(通いの場を提供するサービス)

### ③ 訪問型サービス D

(移動支援型のサービス)

# ① 訪問型サービス B (訪問による日常生活上の支援サービス)

支援が必要な高齢者の自宅において、身体介護を除く日常的に必要な生活支援を行うサービス。

## 【具体的な対象サービス】

- ① 部屋の掃除、整理整頓及び家具の移動の支援
- ② 洗濯及び洗濯干しの一連の作業
- ③ 食事の準備及び後片付け
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ ごみ出し及びごみ出しのための分別
- ⑥ 電球の交換、庭の手入れ、草取り等の利用者では困難な日常的な生活支援
- ⑦ 話し相手
- ⑧ 見守り、安否確認

## ② 通所型サービス B (通いの場を提供するサービス)

支援が必要な高齢者等に対して、通いの場等において、体操、レクリエーション、茶話、認知症予防等を提供するサービスで、以下の条件を満たすもの。

### 【対象条件】

- ① 通いの場等におけるサービスの提供は、週 1 回以上実施。
- ② サービスの提供時間が 1 回当たり概ね 90 分以上。
- ③ 不特定多数の利用者を受け入れる。

### ③ 訪問型サービスD (移動支援型のサービス)

支援が必要な高齢者等に対して、移動支援を行うサービス。

#### 【具体的な対象サービス】

- ① 短期集中予防通所型サービスC、通所型サービスB、介護予防教室、通いの場等を利用するための実施場所への送迎。
- ② サービス提供時間は、通所型サービスC・B等実施日の指定送迎時間のみで、送迎場所も指定場所に限定。
- ③ 団体でサービス実施のための車両が無い場合でも、市公用車を使用して実施することも可能。

## (2) 補助金の対象となる助け合いサービス

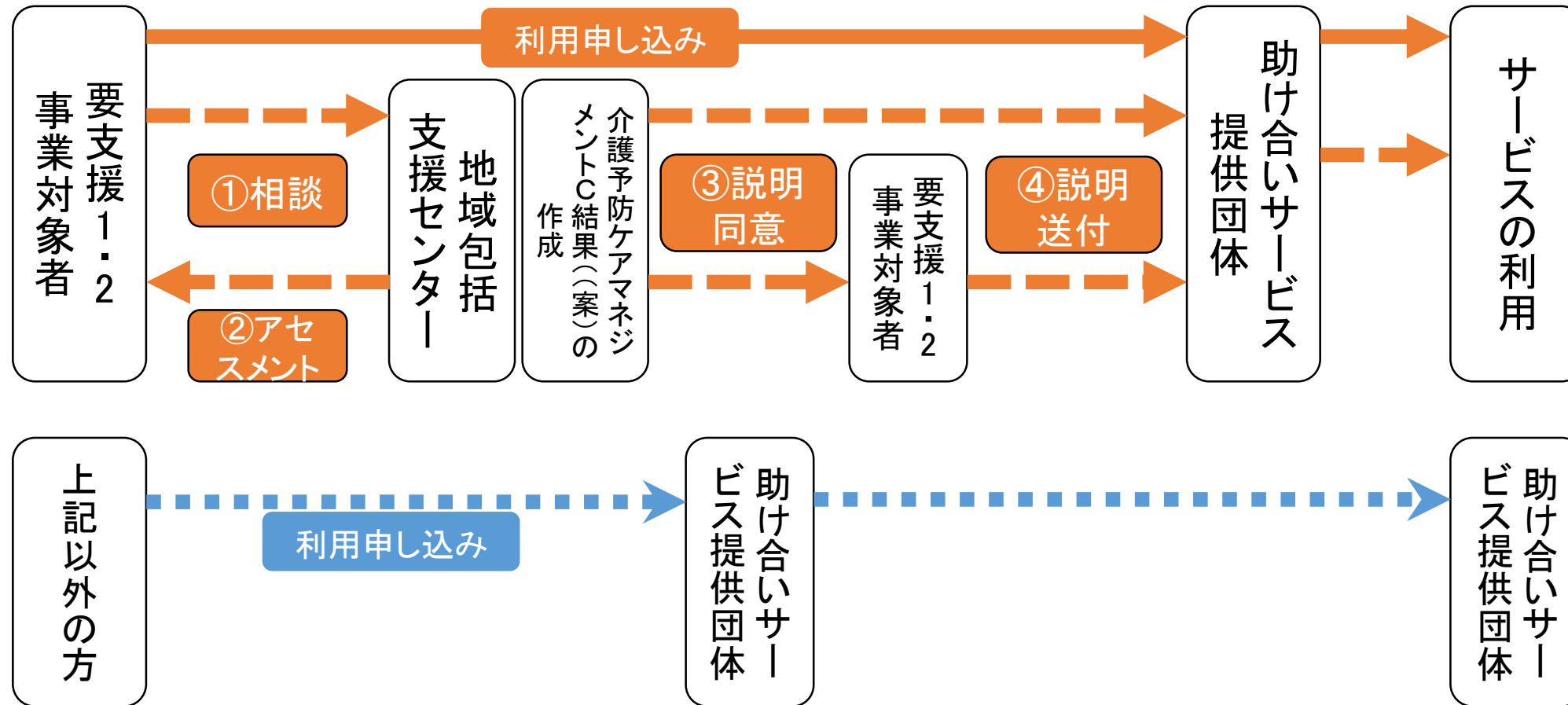
次のようなサービス利用者がいることが条件です

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 誰が    | 地域包括支援センター等のケアマネジャーが             |
| 誰を    | 要支援1・要支援2の認定者、事業対象者を             |
| 何のために | 助け合いサービス①～③を利用するために              |
| 何をした  | 介護予防ケアマネジメントCに位置付けた上で、団体がサービスを提供 |

|                 |                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 要支援1・要支援2の認定者とは | 介護保険の要介護状態区分で、状態が軽い方から、要支援1～2、要介護1～5とあります。                                             |
| 事業対象者とは         | 25項目の基本チェックリストを受けて、日常生活における何らかのリスク（危険）があると判定された方です。                                    |
| 介護予防ケアマネジメントCとは | ケアマネジャーが作成するサービス利用計画（ケアプラン）の一種で、経過観察を行わず、初回の計画（介護予防ケアマネジメント結果）を作成するだけの最も簡単なケアマネジメントです。 |



### (3) 住民主体の助け合いサービス利用の流れ



※サービス提供団体が補助金を受けるためには、 の流れでサービスを利用する高齢者が1人以上必要です。

## 介護予防ケアマネジメント C（初回のみ介護予防ケアマネジメント）について

|                                                             |                                                                                |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| プロセス（ケアマネジメントの結果、住民主体の助け合いサービス等の利用につながる場合）<br>※詳細は前ページの図を参照 | アセスメント<br>→ケアマネジメント結果案作成<br>→利用者への説明・同意<br>→利用する助け合いサービス団体等へ説明・送付<br>→サービス利用開始 |
| サービス担当者会議                                                   | なし                                                                             |
| モニタリング等                                                     | なし<br>※必要に応じて、その後の状況を把握                                                        |
| 報酬                                                          | 基本報酬のみ（加算なし）                                                                   |

## （４）補助金の対象団体

- 市内に３人以上の者で構成されている任意団体や、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等の公益的な活動を行う団体等であること。
- 市内に活動拠点があり、かつ、助け合いサービスの提供に必要な場所を確保できていること。
- 利用者受け入れ等条件について、通所型サービスＢは、市民が広く利用できるよう不特定多数の利用者を受入可能な体制が整っていると認められること。訪問型サービスＢ・Ｄは、サービス提供地域を限定することが可能。
- 訪問型サービスＤの対象団体については、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送をいう。）の登録を受けていること、または高齢者の送迎について十分な知識と経験を有すること。

# 補助を受ける団体に守っていただきたいこと

- 地域包括支援センターと協議してサービスを提供してください。基本チェックリストに該当している人、要支援1・2の認定を受けている人等は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントCを実施する必要があります。
- サービスの担い手の方は、十分な感染症予防対策、清潔の保持、健康状態の管理に努めてください。
- 開催会場の設備、備品等について衛生的な管理に努めてください。
- 担い手の方は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさないでください。
- 利用者へサービスの提供をした際に事故が発生した場合は、次の対応をしてください。また、その実施方法を予め定めてください。
  - ①利用者の方と担い手の安全確保やケガをした方の救護など、必要な対応を行ってください。
  - ②当該利用者の家族、地域包括支援センター、市等に連絡を行ってください。必要な対応を行うこと。
  - ③事故の状況や事故への対応について、写真や文書等で記録してください。
  - ④賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってください。
- 介護保険制度や高齢者の特徴等に関する講座・教室等を利用するなど、サービスの提供に必要な知識の自己研さんに努めてください。
- 移動支援については、国土交大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を受講し、交通事故及びサービスの提供時の事故防止に関する知識の自己研さんに努めてください。また、事故発生時に備えて損害賠償保険等に加入してください。

## (5) 補助金の対象となる経費

### ①訪問型サービスB、②通所型サービスB

| 区分                                | 内容・例                        |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 事業の運営に必要な経費                       | 外部講師謝礼等                     |
|                                   | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費等            |
|                                   | 郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等          |
|                                   | 土地・建物賃借料、車両借上料、会場使用料、機材借上料等 |
|                                   | その他市長が必要と認める経費              |
| 事業の立上げに必要な経費<br>(補助対象事業の開始年度に限る。) | 備品購入費、建物の改修に要する経費等          |

## (5) 補助金の対象となる経費

### ③訪問型サービスD

| 区分   | 内容・例                   |
|------|------------------------|
| 人件費  | 利用の調整を行うコーディネーターに係る人件費 |
| 消耗品費 | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費等       |
| 通信費  | 郵便料、手数料、通信運搬費等         |
| 燃料費  | 使用する車両の燃料費             |
| 保険料  | 使用する車両の任意保険料           |
| 研修費  | 研修会負担金、交通費等            |

## 補助金の対象「外」経費

- 利用者への支援等と直接関係ない「担い手の募集や雇用に要する経費」、  
「広告や宣伝に要する経費」
- 特定の個人だけが使用する等の物品の購入に要する経費
- 宿泊費・食糧費・公租公課費
- 同一年度内（４月から翌年３月）に国、県または市からの補助等の交付を受けた経費（この要綱に基づく補助金は除く）

## ( 6 ) 補助金の金額

### ①訪問型サービス B、②通所型サービス B

【年度内（4月から翌年3月）の補助金上限額】

#### ◆運営補助金（事業運営に必要な経費）

- ・ 年間上限団体当たり 20 万円

#### ◆立ち上げ補助金（事業立ち上げに必要な経費）

- ・ 年間上限団体当たり 10 万円（補助対象事業の開始年度に限る）

※助け合いサービスの種類ごとに交付可能です。（通所型サービス B と訪問型サービス D の併用は不可）

ただし、補助対象経費の合計額（この補助金以外の収入がある場合であって、当該収入が補助対象経費以外の経費の合計額を超えるときは、補助対象経費の合計額から当該超える額を控除した額）の方が低い場合はその額となる。



## ( 6 ) 補助金の金額

### ③訪問型サービスD

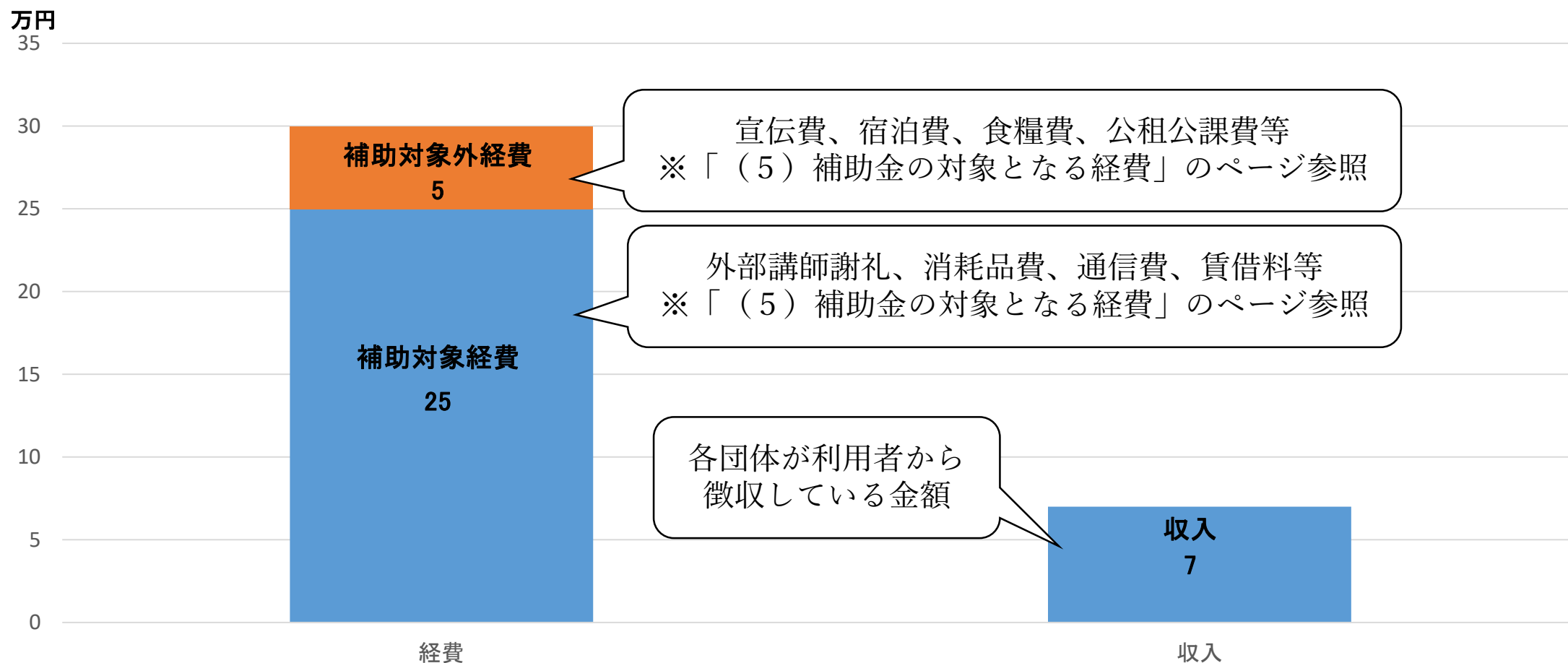
【年度内（4月から翌年3月）の補助金額】

補助金の額は、下表により算出した額の合計額と実際に支出した補助対象経費の合計額とを比較して、いずれか低い額とする。

| 補助対象経費 | 補助額の算出方法                   |
|--------|----------------------------|
| 人件費    | 104,000円×1週間当たりの事業実施日数     |
| 消耗品費   | 1台当たり12,000円×1週間当たりの延べ稼働台数 |
| 通信費    | 1台当たり25,000円×実施日に同時稼働する台数  |
| 燃料費    | 1台当たり26,000円×実施日に同時稼働する台数  |
| 保険料    | 1台当たり上限394,000円×（稼働日／365日） |

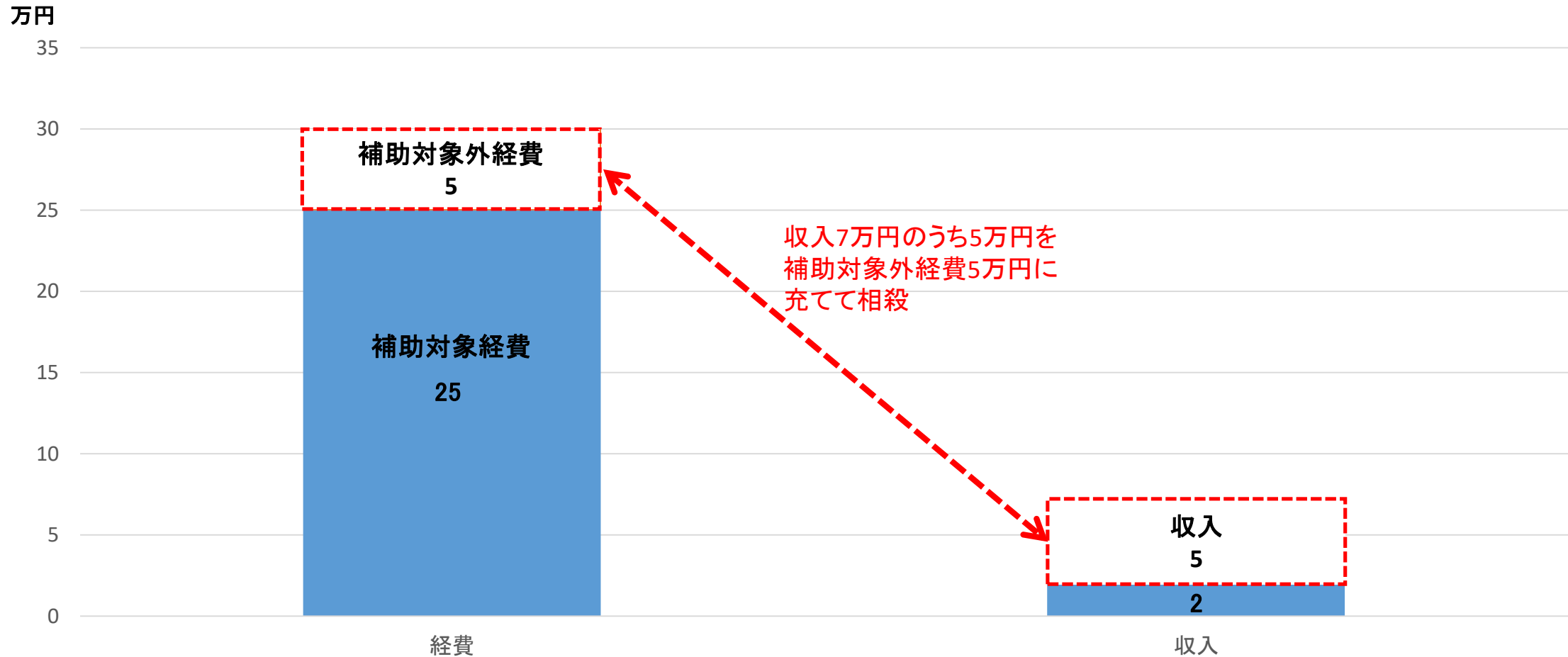
# 補助金の金額の考え方①

①経費には補助対象経費と補助対象外経費があります



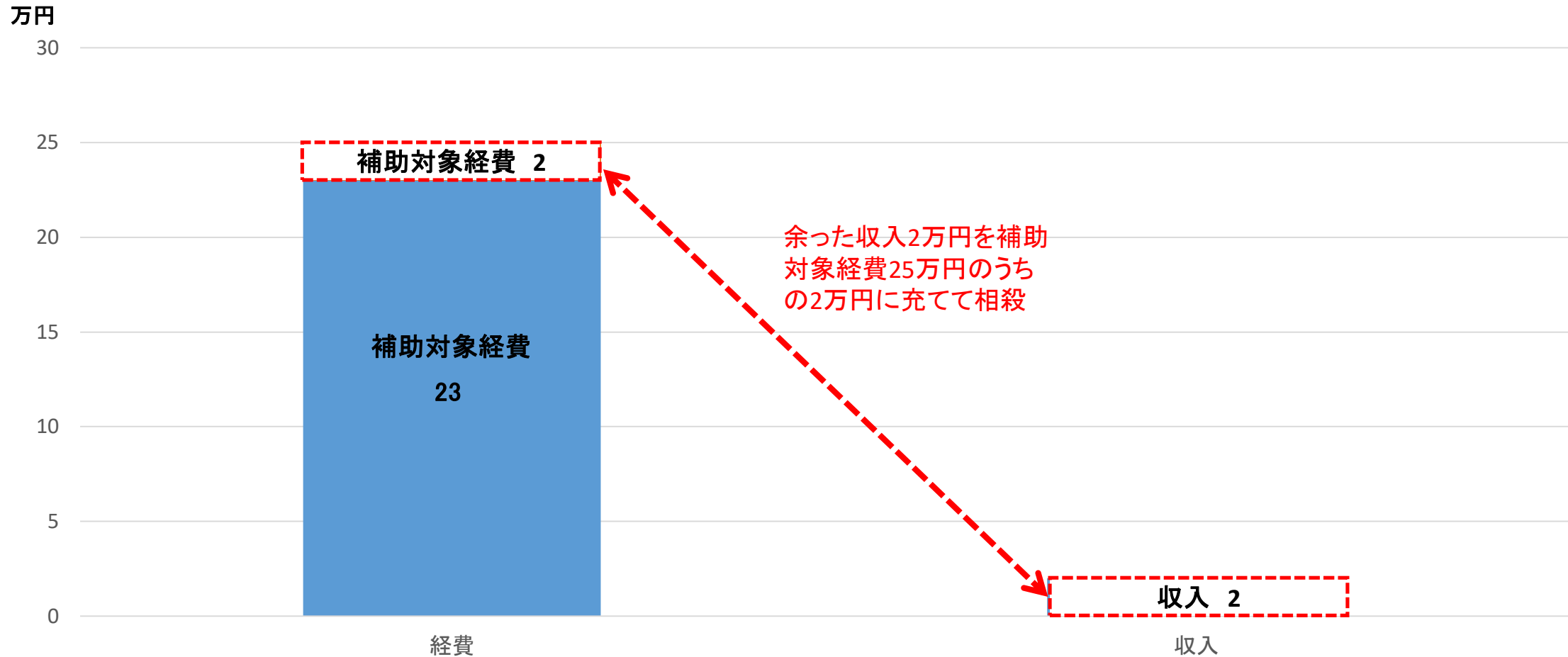
## 補助金の金額の考え方②

②まず、収入を補助対象外経費に充てて相殺します



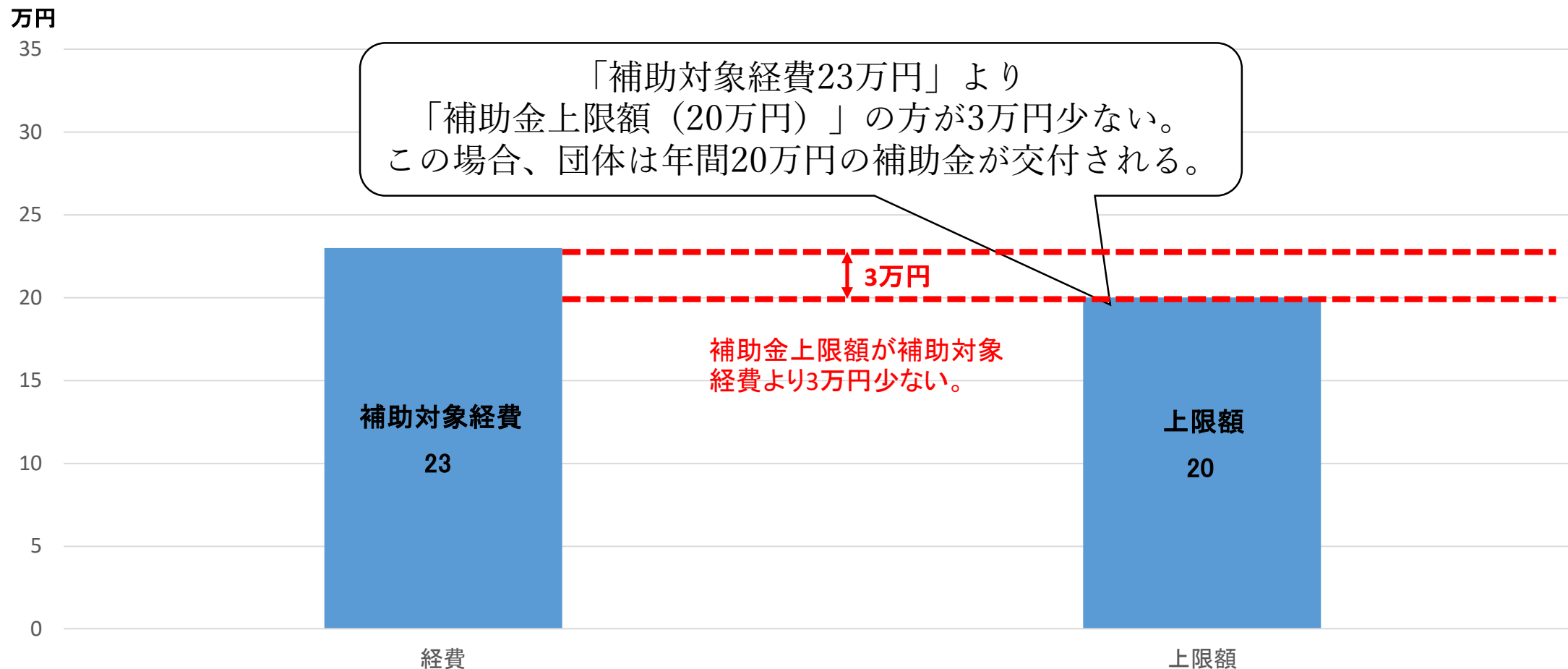
## 補助金の金額の考え方③

③次に、余った収入を補助対象経費に充てて相殺します



## 補助金の金額の考え方④

④残った額が対象金額で、これと上限額を比較して少ない方が補助金額となります



# 補助金の金額（例）

## ①訪問型サービス B、②通所型サービス B

- 開始にあたって、パソコンや携帯電話などの初期投資で8万円かかったが、地元区から開設援助で1万円いただいた。
- 介護予防ケアマネジメント C に位置付けられたサービスを提供した人（基本チェックリスト該当者や要支援1・2の認定を受けた人）が3人いて、10か月利用している。利用者からの徴収した利用料収入は2万円。運営に係る費用は対象経費で20万円かかった。

### ◆立ち上げ補助金（事業立ち上げに必要な経費）

実費7万円（8万円－1万円）＜市の補助金上限額10万円

⇒補助金額7万円

### ◆運営補助金（事業運営に必要な経費）

実費18万円（20万円－2万円）＜市の補助金上限額20万円

⇒補助金額18万円

# 補助金の金額（例）

## ③訪問型サービスD

- ・送迎車両1台を所有し実施日に使用した。年間実績は週3日送迎で年間延べ144日稼働した。経費は補助対象経費で60万円かった。

(1)人件費（送迎コーディネーター人件費）補助額

$$104,000\text{円} \times \text{週}3\text{日} = 312,000\text{円}$$

(2)消耗品費補助額

$$12,000\text{円} \times \text{週当たり延べ稼働台数}3\text{台} = 36,000\text{円}$$

(3)通信費補助額

$$25,000\text{円} \times \text{実施日に同時稼働する台数}1\text{台} = 25,000\text{円}$$

(4)燃料費補助額

$$26,000\text{円} \times \text{実施日に同時稼働する台数}1\text{台} = 26,000\text{円}$$

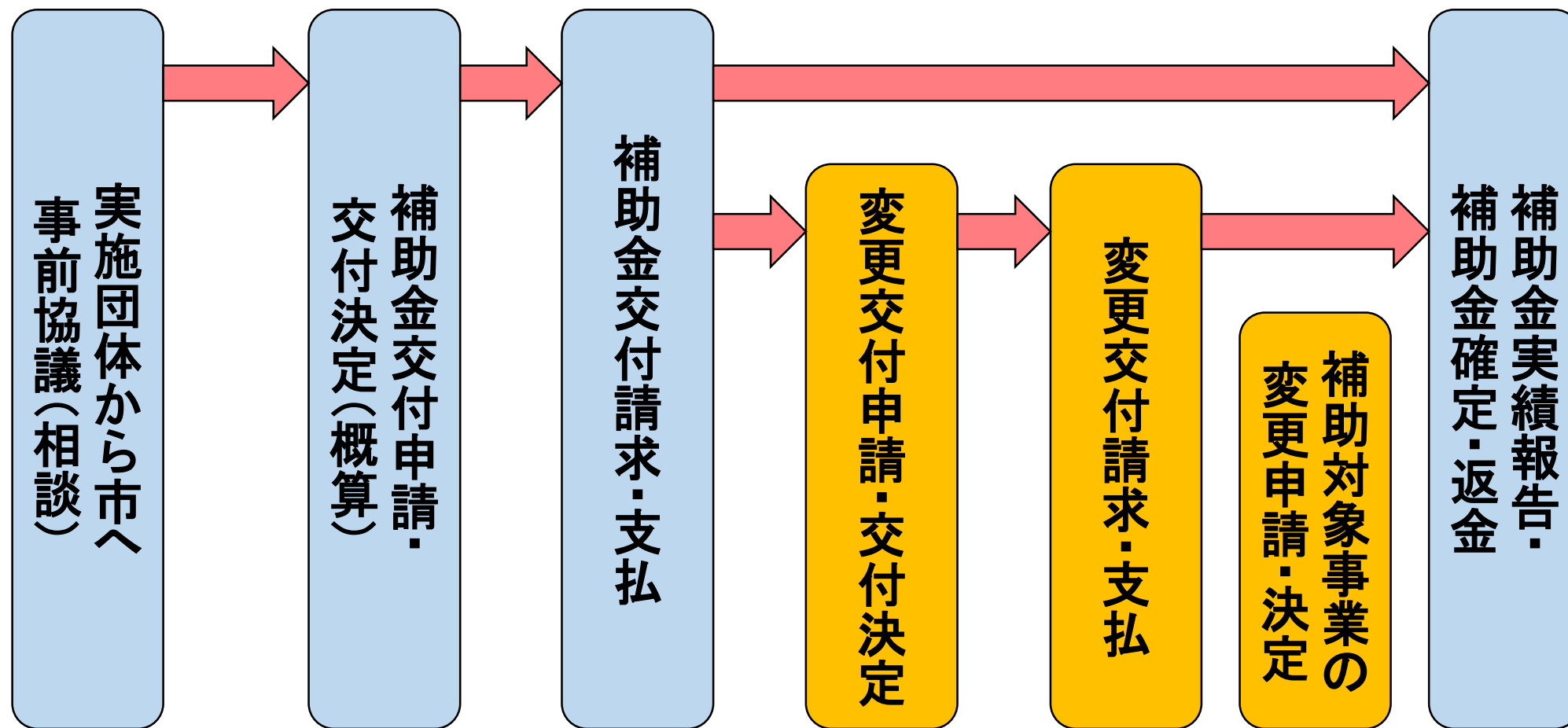
(5)保険料補助額

$$394,000\text{円} \times (144\text{日} / 365\text{日}) = 155,441\text{円}$$

■計算補助額合計 554,441円 ((1)+(2)+(3)+(4)+(5))

◎実費600,000円＞市の補助金上限額554,441円 ⇒ 補助金額554,441円

## (7) 補助金を受けるための手続きの流れ



具体的な提出書類等については、実施団体へ個別に説明します。



# 助け合いサービス事業通所型サービス B と 既存の通いの場との違い

## ○助け合いサービス事業補助金の通所型サービス B

- 団体がサービスの提供者で、不特定多数の利用者を受け入れてサービス提供できる体制が整っており、かつ介護予防ケアマネジメント C に基づいた利用者がいる活動

## ○既存の通いの場

- 団体の構成員で集まって、仲間内で介護予防を行う活動

○既存の通いの場で、①週 1 回以上実施、②サービスの提供時間が 1 回当たり概ね 90 分以上、③不特定多数の利用者を受け入れてサービス提供できる体制が整っている場合は、通所型サービス B の補助対象となります。